

| 実施自治体      | 制度名称                               | 制度の概要               |  |  | 実施期間                             | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署  |
|------------|------------------------------------|---------------------|--|--|----------------------------------|---|---|
|            |                                    | 方法                  | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |                                  |   |   |
| 宮城県<br>県   | 宮城県中小企業産業振興資金融資制度(再生可能エネルギー推進支援資金) | 融資制度<br>(金融機関による融資) | 県内に事業所を有する中小企業者等で、再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している者   | ・融資限度額:一企業等 1 億円<br>・資金用途:設備資金<br>・償還期間:15 年以内(据置 1 年以内)<br>・利率:1.60%  | 通年                               | <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html</a>                                 | 経済商工観光部<br>商工金融課<br>022(211)2744            |
|            | 宮城県環境安全管理対策資金                      | 融資制度<br>(金融機関による融資) | 県内に事業所を有する中小企業者等で、地球温暖化防止のため、自然エネルギーを活用するための施設又はエネルギーの効率的な利用を図るための施設を設置又は改善する者   | ・融資限度額:一企業等 5,000 万円<br>・資金用途:設備資金<br>・償還期間:7 年以内(据置 1 年以内)ただし、土地又は建物に係る取得資金は 10 年以内(据置 1 年以内)<br>・利率:1.80%  | 通年                               | <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html</a>                                 | 経済商工観光部<br>商工金融課<br>022(211)2744            |
|            | 新エネルギー設備導入支援事業                     | 補助金                 | ・県内に事業所を有する法人・団体及び個人事業者<br>・規模要件<br>【太陽光発電システム】<br>1 地点あたりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施工する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点当たりの平均出力が 4kW 以上。<br>【太陽熱利用システム】<br>県内の事業所に集熱器総面積 10 m <sup>2</sup> 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者 | 【太陽光発電システム】<br>○補助率<br>・自家消費する場合 1/3 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2 以内)<br>・蓄電池を併設する場合は、蓄電池 1/3 以内<br>○限度額<br>500 万円<br>ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し 500 万円<br>【太陽熱利用システム】<br>○補助率<br>1/2 以内<br>○限度額<br>2,000 万円 | H30 年 3 月 19 日～H30 年 5 月 25 日    | <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html</a>   | 環境生活部<br>環境政策課<br>環境産業振興班<br>022(211)2664   |
| 宮城県<br>仙台市 | 仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金                 | 補助金                 | ・市内に事業所等を所有又は管理している方、若しくは所有又は管理する予定の方  | 補助対象経費の 1/10<br>【限度額】<br>3 万円(自然循環型)<br>9 万円(強制循環型)<br>12 万円(補助熱源一体型)  | 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日 | <a href="http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/unyabetsu/kankyo/kyohozen/hojokin.html">http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/unyabetsu/kankyo/kyohozen/hojokin.html</a> | 環境局環境部<br>環境企画課<br>地球温暖化対策係<br>022(214)8232 |

| 実施自治体 |      | 制度名称                         | 制度の概要 |  |   | 実施期間   | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                                |
|-------|------|------------------------------|-------|--|---|--|---|-------------------------------------|
|       |      |                              | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |  |   |                                     |
| 宮城県   | 石巻市  | 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金            | 補助金   | 市内に事業所等を置く法人で、市税に滞納がなく、平成 29 年 4 月 1 日以降に電力会社と太陽光受給契約を締結した者  | 1kW あたり 2 万円<br>上限 20 万円  | 平成 30 年 5 月 14 日～<br>平成 31 年 3 月 29 日<br>※申請額が<br>予算額に達し<br>次第、受付終<br>了  | <a href="http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10301000/3369/20180416142037.html">http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10301000/3369/20180416142037.html</a>           | 生活環境部環境課<br>0225(95)1111<br>内線 3368 |
| 宮城県   | 東松島市 | 東松島市被災家屋等における太陽光発電等導入促進事業補助金 | 補助金   | ・東日本大震災で被災し、り災証明書等の交付を受けていること<br>・平成 23 年 3 月 12 日以降に対象システムを自らが所有する市内の事業所に設置すること<br>・市税等を滞納していないこと<br>・東松島市太陽光発電普及促進事業補助金(平成 22・23 年度)の交付を受けていないこと<br>※申請回数は同一の対象システムにつき 1 回限り             | 太陽光発電 10kW 以上:20 万円<br>リチウムイオン蓄電池:20 万円<br>エネルギー管理システム(HEMS 等):2 万円 | 平成 30 年 8 月 1 日～<br>平成 31 年 2 月 28 日   |   | 環境課<br>0225(82)1111<br>内線 1152      |
| 宮城県   | 女川町  | 女川町太陽光発電システム設置補助事業           | 補助金   | ・町内に所有する事業所にシステムを設置した事業者   | 1kW あたり 3 万 5 千円<br>上限 50 万円  | 平成 30 年度   | <a href="http://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_05_00_04.html">http://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_05_00_04.html</a>   | 町民課環境係<br>0225(54)3131              |
| 山形県   | 県    | 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金          | 補助金   | 太陽光発電設備:<br>山形県内に住所を有する個人又は山形県内に事業所を置く法人。<br>県内施工業者が施工するもので、10kW 未満の装置であること。   | 1kW あたり 2.5 万円<br>(新築設備 上限 10 万円、既築設備 上限 20 万円)                     | 平成 30 年 4 月～平成 31 年 2 月  | <a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenery/050016/saiseikanou_hoj_o_h29.html">http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenery/050016/saiseikanou_hoj_o_h29.html</a> | エネルギー政策推進課<br>023-630-3279          |
| 山形県   | 山形市  | 平成 30 年度山形市太陽光発電装置設置事業費補助    | 補助金   | ・市税に滞納がないこと<br>・市内の自宅に発電装置を設置する個人(住宅用)<br>・市内にある事業の用に供する建築物に発電装置を設置する個人または法人(事業所用)<br>・配電線と逆潮流有りて連系すること(余剰配線であること)<br>・平成 30 年度に電力会社と電力受給を開始するものであること。<br>・未使用品であること<br>・過去に市の補助金を受けていないこと | 出力 1kW あたり 2 万円<br>上限<br>・住宅用:4kW まで<br>・事業所用:15kW まで               | 年 3 回募集<br>(1 回目)平成 30 年 4 月 23 日～6 月 14 日<br>(2 回目)平成 30 年 7 月 17 日～9 月 13 日<br>(3 回目)平成 30 年 10 月 15 日～11 月 29 日 |   | 環境課<br>地球温暖化対策係<br>023-641-1212     |

| 実施自治体 |      | 制度名称                          | 制度の概要 |   |                               | 実施期間                 | 備考<br>(制度 URL、その他) | 担当部署                                      |
|-------|------|-------------------------------|-------|---|-------------------------------|----------------------|--------------------|---|
|       |      |                               | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)        |                      |                    |   |
| 山形県   | 鶴岡市  | 鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金      | 補助金   | 太陽光発電システム:<br>・再生可能エネルギー設備を設置する者で、全量売電といった事業性のない設備に限る。<br>・市内に住所を有する個人、市内に本店を置く法人又は町内会等<br>・再生可能エネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は市内に事業所を有する業者から購入した再生可能エネルギー設備を自ら設置する者<br>・補助金申請年度の3月末日までに、実績報告書を提出できる者<br>・市税に滞納がない者 | 出力1kWあたり1.5万円<br>(上限額12万円)    | 平成30年4月～平成31年2月      |                    | 市民部環境課<br>0235-25-2111                    |
|       |      |                               |       | 太陽熱利用システム<br>・再生可能エネルギー設備を設置する者<br>・市内に住所を有する個人、市内に本店を置く法人又は町内会等<br>・再生可能エネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は市内に事業所を有する業者から購入した再生可能エネルギー設備を自ら設置する者<br>・補助金申請年度の5月末日までに、実績報告書を提出できる者<br>・市税に滞納がない者                        | 1/10(上限2.5万円)                 |                      |                    |   |
| 山形県   | 寒河江市 | 寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金       | 補助金   | ・市内に住所を有する(予定含む)個人<br>・市内に事業所を有する法人<br>・平成30年度中に着工し、完成する事業<br>・未使用品で、新設又は増設であること  | 出力1kWあたり3万円(上限額12万円)          | 平成30年4月～平成31年2月      |                    | 市民生活課<br>環境保全推進室<br>環境衛生係<br>0237-86-2111 |
| 山形県   | 村山市  | 平成30年度村山市太陽光発電システム設置事業補助金     | 補助金   | ・実績報告時に市内に住所を有する個人及び事業者<br>・平成30年度中に着工し、完成する事業<br>・未使用品で、新設であること  | 出力1kWあたり3万円(上限個人4kW事業者10kW未満) | 平成30年4月～平成31年2月      |                    | 市民環境課<br>生活環境係<br>0237-55-2111            |
| 山形県   | 長井市  | 平成30年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助事業 | 補助金   | ・市内に住所を有する個人(予定を含む。)又は市内に事業所を有する法人のいずれかであること。<br>・市税等(市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料)を滞納していない者であること。<br>・平成30年度山形県再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の交付決定を受けている者であること。<br>・未使用品であること                                 | 1kWあたり2万円(上限5万円)              | 平成30年4月1日～平成31年3月31日 |                    | 市民課<br>生活環境係<br>0238-87-0681              |

| 実施自治体 |      | 制度名称                         | 制度の概要 |   |  | 実施期間                          | 備考<br>(制度 URL、その他) | 担当部署  |
|-------|------|------------------------------|-------|---|--|-------------------------------|--------------------|---|
|       |      |                              | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |                               |                    |   |
| 山形県   | 尾花沢市 | 尾花沢市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金      | 補助金   | 市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する団体又は法人  | 太陽光発電:<br>1kW あたり 3 万円<br>(上限 12 万円)<br>太陽熱利用システム:<br>設置費用の 10 分の 1<br>(上限 5 万円) | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | 環境整備課<br>生活環境係<br>0237-22-1111                |
| 山形県   | 河北町  | 平成 30 年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金 | 補助金   | ・町内に住所を有する(予定を含む)個人<br>・町内に事業所を有する法人<br>・平成 30 年度中に着工し、完了する事業<br>・町税等の滞納がないこと<br>・未使用品であること   | 出力 1kW あたり 3 万円(上限 12 万円)  | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | 環境防災課<br>生活環境係<br>0237-73-2116                |
| 山形県   | 最上町  | 最上町エネルギー利用効率化推進補助金           | 補助金   | 町内に住所を有する個人<br>町内に事業所を有する法人<br>未使用品であること  | 出力 1kW あたり 3 万円(上限 10kW 未満)<br>上限 10 万円  | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | 交流促進課エネルギー産業推進室<br>エネルギー産業推進係<br>0233-43-2262 |
| 山形県   | 舟形町  | 舟形町再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金      | 補助金   | ・町内に所在する自らが居住する住宅に補助対象設備を導入する者<br>・町内に所在する事業所に補助対象設備を導入する事業者<br>・税等に滞納がない世帯又は事業者<br>・過去に当該補助金の補助金額上限を超えていないこと。                                      | 太陽光発電:<br>出力 1kW あたり 3 万円(上限額:12 万円)<br>太陽熱利用システム:<br>1/10(上限額:20 万円)            | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | まちづくり課<br>企画調整係<br>0233-32-2111               |
| 山形県   | 真室川町 | 真室川町太陽光発電装置事業費補助金            | 補助金   | ・町内に住所を有する個人<br>・町内に事業所を有する法人<br>・平成 30 年度中に着工し完成する事業<br>・未使用品で新設であること  | 対象事業費の<br>1/10(上限 20 万円)   | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | 町民課<br>生活環境担当<br>0233-62-2111                 |
| 山形県   | 戸沢村  | 戸沢村太陽光発電装置等設置事業費補助金          | 補助金   | 村内において自ら居住し、若しくは居住する予定である村内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の 2 分の 1 以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に付属する車庫、物置等および事業所等へ新規に設置すること。税等に滞納がない世帯または事業所                  | 太陽光発電:<br>対象事業費の 1/10<br>(上限 20 万円)<br>太陽熱利用システム:<br>1/10(上限 5 万円)               | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | 住民税務課<br>住民生活係<br>0233-72-2326                |
| 山形県   | 飯豊町  | 住宅用太陽光発電システム設置補助金            | 補助金   | 1. 自ら居住し、若しくは居住する予定である町内の住宅(店舗、事務所等との兼用可。)又はその住宅に付属する車庫、物置等に対し新規に設置するもの。<br>2. 対象工事に係る工事請負契約を締結し、かつ、申請者及び同一世帯となる家族全員が町税(国民健康保険税、上下水道料金を含む。)の滞納がない者。 | 太陽電池の最大出力に 3 万円/kW を乗じて得た金額(千円未満切り捨て)とし、12 万円を上限とする。                             | 平成 30 年<br>4 月～平成<br>31 年 3 月 |                    | 住民税務課<br>環境整備係<br>0235-35-7036                |

| 実施自治体 |      | 制度名称                           | 制度の概要 |  |   | 実施期間                      | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                            |
|-------|------|--------------------------------|-------|--|---|---------------------------|---|---------------------------------|
|       |      |                                | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |                           |   |                                 |
| 山形県   | 遊佐町  | 平成 30 年度遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金 | 補助金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する(予定を含む)個人</li> <li>・町内に事業所を有する法人</li> <li>・町内の住宅、事業所に設備を設置する方</li> <li>・電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結すること</li> <li>・平成 30 年度中に着工し、完成する事業</li> <li>・未使用品で、新設又は増設であること</li> <li>・町税等に滞納がないこと。</li> </ul>  | 出力 1kW あたり 3 万円(上限 5kW)   | 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月   |   | 地域生活課環境係<br>0234-72-5881        |
| 福島県   | 福島市  | 再生可能エネルギー等施設整備資金利子補給事業         | 利子補給  | <p>1 補助対象となる施設</p> <p>①再生可能エネルギー施設<br/>(ア)太陽光、風力、小水力及びバイオマス発電施設並びに太陽熱利用施設<br/>(イ) アに接続する蓄電池</p> <p>②省エネルギー施設<br/>LED 照明器具(事務所、店舗又は工場の照明機器の半分以上に使用する場合)</p> <p>2 補助対象となる方<br/>次の全てに当てはまる法人又は個人事業主。<br/>①福島市公金取扱金融機関より融資を受け、市内に再生可能エネルギー等施設を整備する方<br/>②1 年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上継続している方<br/>③市税等の滞納がない方<br/>※平成 30 年度から5年間補助対象となる方は、平成 30 年 4 月 1 日以降に融資を受け(金銭消費貸借契約締結)、平成 30 年 4 月 1 日以降に工事等に着工し、平成 31 年 3 月 31 日までに工事等を完了する方</p> | <p>1 補助対象となる融資範囲<br/>一事業者あたり 2,000 万円まで。</p> <p>2 補助金の額<br/>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に支払った約定利息の額の 2 分の 1 以内に相当する額又は年利 1.2%の約定利息に相当する額のうち、いずれかの少ない額。</p> <p>3 融資限度額<br/>総額 6 千万円まで。</p>  | 平成 30 年度<br>※融資限度額に到達次第終了 | <a href="http://www.city.fukushima.jp/">http://www.city.fukushima.jp/</a>   | 環境課再生可能エネルギー推進係<br>024-525-3742 |
| 福島県   | 西会津町 | 西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金        | 補助金   | 太陽光発電やバイオマス燃料ストーブなどの設備を設置する町税などの滞納がない人または法人<br>(対象施設)町内の一般住宅、事業所、農業用施設   | <p>【太陽光発電】<br/>3 万円/kW<br/>上限 12 万円(4kW まで)</p> <p>【太陽熱利用(給湯システム・ソーラーシステムなど)】<br/>工事費の 10%(上限 5 万円)</p> <p>【風力発電・小水力発電】<br/>工事費の 10%(上限 10 万円)</p> <p>【バイオマス燃料ストーブ】<br/>(煙突などの工事費を含む、1 台あたり 5 万円以上のもの):購入費・工事費の 1/3(上限 10 万円)</p> <p>【雪氷熱利用】<br/>工事費の 10%(上限 10 万円)</p> | H30.4 月～<br>H31.3 月       | <a href="https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/2/20.html">https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/2/20.html</a> | 企画情報課<br>情報政策係<br>0241-45-4536  |

| 実施自治体 |     | 制度名称                        | 制度の概要 |  |   | 実施期間                 | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署     |
|-------|-----|-----------------------------|-------|--|---|----------------------|---|----------|
|       |     |                             | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |                      |   |          |
| 福島県   | 小野町 | 小野町新エネルギー推進事業               | 補助金   | ・町内の事業所等に機器を設置する事業者。<br>・町税を滞納していない者。<br>・以前に同一の種類の機器に対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていない者。  | 2 万円/kW<br>上限 10 万円<br>(5kW まで)   | H30.4.1～<br>H31.3.31 |   | 企画政策課    |
| 福島県   | 広野町 | 住宅等用太陽光発電システム設置費補助          | 補助金   | 町内にある事業の用に供する店舗、事務所その他町長が認める施設に太陽光発電システムを設置する者。  | 【太陽光発電システム】10 万円/kW<br>上限 100 万円<br>(10kW まで)   | 平成 30 年度             | <a href="http://www.town.hirono.fukushima.jp/kikaku/jutaku_taiyoko.html">http://www.town.hirono.fukushima.jp/kikaku/jutaku_taiyoko.html</a>   | 復興企画課    |
| 栃木県   | 県   | 栃木県環境保全資金(再生可能エネルギー発電施設の設置) | 融資    | 【対象事業】<br>・再エネ特措法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力)を利用する発電施設の設置<br>・設置目的は売電、自家消費ともに対象<br>【対象事業者】<br>・栃木県内で、原則として 1 年以上現在の事業を営んでいる方<br>・環境保全資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払い能力を有する方<br>・県税を滞納していない方<br>・事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない方                                | 【融資限度額】<br>所要経費の 90%以内<br>で、500 万円以上 1 億円以下<br>※融資額は 10 万円単位<br>【融資利率】<br>1.5%<br>【融資期間】<br>①融資額 1,000 万円以上の場合 10 年以内<br>②融資額 1,000 万円未満の場合 7 年以内 | H24.4.1～             | <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozennsikinhatudennsisetutml">http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozennsikinhatudennsisetutml</a> | 地球温暖化対策課 |
| 栃木県   | 県   | 栃木県環境保全資金(省エネ設備等導入)         | 融資    | 【対象事業】<br>(新エネルギー導入)<br>新エネルギーの導入に必要な設備の整備であって、熱源施設、熱利用設備、採光設備、貯蔵設備等の設置等<br>[例]太陽熱利用、バイオマスエネルギー、工場排熱利用、天然ガスコージェネレーション等<br>【対象事業者】<br>・栃木県内で、原則として 1 年以上現在の事業を営んでいる方<br>・環境保全資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払い能力を有する方<br>・県税を滞納していない方<br>・事業計画書に係る認定書の交付前に融資の対象となる事業に着手していない方 | 【融資限度額】<br>所要経費の 90%以内<br>で、500 万円以上 1 億円以下<br>※融資額は 10 万円単位<br>【融資利率】<br>1.5%<br>【融資期間】<br>①融資額 1,000 万円以上の場合 10 年以内<br>②融資額 1,000 万円未満の場合 7 年以内 | H26.4.1～             | <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/syouene-setubi-yuusi.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/syouene-setubi-yuusi.html</a>                       | 地球温暖化対策課 |

| 実施自治体 |      | 制度名称           | 制度の概要    |   |   | 実施期間      | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署  |
|-------|------|----------------|----------|---|---|-----------|---|-------|
|       |      |                | 方法       | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |           |   |       |
| 栃木県   | 宇都宮市 | 中小企業設備資金       | 融資       | <p>【対象事業】<br/>機械・設備の設置、店舗等の新增改修など(市内に設置するもの。土地購入資金は対象外)</p> <p>【対象事業者】<br/>・市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小事業者又は中小企業者の事業組合等で、法人にあつてはその商業登記を、個人にあつては市内での住民登録をおこなっていること<br/>・市税を滞納していないこと<br/>・経営が健全で、返済能力が確実であること</p>  | <p>【融資限度額】<br/>1 企業 3000 万円(年度間)<br/>1 団体 1 億円(年度間)</p> <p>【融資期間(据置期間)】<br/>①5 年以内(1 年以内)<br/>②10 年以内(1 年以内)<br/>③15 年以内(1 年以内)</p> <p>【利率】<br/>①1.8%<br/>②2.0%<br/>③2.3%</p> | 平成 30 年度  | <a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo/1006829.html">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo/1006829.html</a> | 商工振興課 |
| 栃木県   | 栃木市  | 栃木市中小企業設備合理化資金 | 融資(設備資金) | <p>【対象事業】<br/>・事業用機械及び車両等の購入、事業用建物の新增改修改装資金<br/>・クリーンエネルギー発電事業(太陽光発電事業等)を主たる事業、若しくは従たる事業として営んでおり、当事業用設備としてクリーンエネルギー設備(太陽光パネル等)を購入する際の資金<br/>・事業を営む上での光熱費削減及び節電効果向上等を目的として、クリーンエネルギー設備(太陽光パネル等)を購入する際の資金</p> <p>【対象事業者】<br/>・中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号)の方<br/>・栃木市内で1年以上同一事業を営んでいる方<br/>・市税を完納している方<br/>・経営が健全で返済能力が確実であると認められる方</p> | <p>【融資限度額】<br/>2,000 万円</p> <p>【融資利率】<br/>1.6%(5 年以内)<br/>1.9%(5 年超～7 年以内)<br/>2.1%(7 年超)</p> <p>【融資期間】<br/>10 年以内</p>  | H22.3.29～ | <a href="http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000014000/hpg000013375.htm">http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000014000/hpg000013375.htm</a>                           | 商工振興課 |
| 栃木県   | 栃木市  | 栃木市小規模企業者資金    | 融資(設備資金) | <p>【対象事業】<br/>・事業用機械及び車両等の購入、事業用建物の新增改修・改装資金<br/>・クリーンエネルギー発電事業(太陽光発電事業等)を主たる事業、若しくは従たる事業として営んでおり、当事業用設備としてクリーンエネルギー設備(太陽光パネル等)を購入する際の資金<br/>・事業を営む上での光熱費削減及び節電効果向上等を目的として、クリーンエネルギー設備(太陽光パネル等)を購入する際の資金</p> <p>【対象事業者】<br/>・小規模企業者(中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号)の方<br/>・栃木市内で1年以上同一事業を営んでいる方<br/>・市税を完納している方<br/>・経営が健全で返済能力が確実であると認められる方</p>       | <p>【融資限度額】<br/>1,250 万円</p> <p>【融資利率】<br/>1.4%(3 年以内)<br/>1.6%(3 年超)</p> <p>【融資期間】<br/>5 年以内</p>  | H22.3.29～ | <a href="http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000014000/hpg000013375.htm">http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000014000/hpg000013375.htm</a>                           | 商工振興課 |

| 実施自治体 |     | 制度名称               | 制度の概要    |  |  | 実施期間             | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署               |
|-------|-----|--------------------|----------|--|--|------------------|---|--------------------|
|       |     |                    | 方法       | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |                  |   |                    |
| 栃木県   | 栃木市 | 栃木市中小企業創業資金        | 融資(設備資金) | <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用機械及び車両等の購入、事業用建物の新增改築・改装資金</li> <li>・クリーンエネルギー発電事業(太陽光発電事業等)を主たる事業、若しくは従たる事業として営んでおり、当事業用設備としてクリーンエネルギー設備(太陽光パネル等)を購入する際の資金</li> <li>・事業を営む上での光熱費削減及び節電効果向上等を目的として、クリーンエネルギー設備(太陽光パネル等)を購入する際の資金</li> </ul> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号)の方</li> <li>・栃木市内で1年以上同一事業を営んでいる方</li> <li>・市税を完納している方</li> <li>・次のいずれかに該当する方</li> <li>(ア)同一業種の企業に5年以上勤務する方(創業のため退職して1年以内の者を含む。)</li> <li>(イ)法律に基づく資格(業務独占資格)を有し、その資格を活かして創業しようとする方</li> <li>(ウ)市内で創業後1年未満の中小企業者で25歳以上の方</li> <li>(エ)事業転換又は新分野に進出を図る中小企業者で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方</li> <li>(オ)融資金額の3分の1以上の自己資金を有し創業しようとする方</li> </ul> | <p>【融資限度額】</p> <p>500万円</p> <p>【融資利率】</p> <p>1.6%</p> <p>(申込人(法人の場合は、その代表者)が女性または若者(融資実行日時点の年齢が40歳未満)である場合は、0.2%引下げ)</p> <p>【融資期間】</p> <p>5年以内</p> | H22.3.29～        | <a href="http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu00001400/hpg000013375.htm">http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu00001400/hpg000013375.htm</a>             | 商工振興課              |
| 群馬県   | 高崎市 | 事業者用太陽光発電設備導入支援助成金 | 助成金      | ・市内で事業を営む法人が市内に有する事業所等において10kW以上の太陽光発電設備を導入する事業  | 助成対象経費の1/3以内上限500万円  | H30.4.2～受付終了まで   | <a href="http://www.city.takasakigunma.jp/docs/2014011800175/">http://www.city.takasakigunma.jp/docs/2014011800175/</a>                                 | 商工振興課              |
|       | 安中市 | 大規模太陽光発電設備設置促進条例   | 課税免除     | 平成29年12月15日に廃止条例を施行したことに伴い、奨励措置を終了したが、①既に奨励措置を受けている者、②既に従前条例に基づく課税免除の適応を受けている者、③廃止条例の施行の日(平成29年12月15日)までに経済産業大臣の認定を受け、かつ大規模太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者、④平成30年12月31日までに経済産業大臣の認定を受け、かつ平成33年1月1日までに大規模太陽光発電設備の稼働を開始した者については、暫定的に奨励措置を継続する。   | 対象となった設備に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税について3年間、課税を免除します(設備が稼働し、課税されることとなった年度から3年間につき課税を免除します)。   | H30.4.1～H31.1.31 | <a href="http://www.city.annaka.gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html">http://www.city.annaka.gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html</a> | 総務部企画課<br>(内線1021) |



| 実施自治体 |     | 制度名称                               | 制度の概要 |  |  | 実施期間                                       | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署  |
|-------|-----|------------------------------------|-------|--|--|--|---|---|
|       |     |                                    | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |  |   |   |
| 群馬県   | 塩谷町 | 塩谷町企業立地促進条例                        | 補助金   | 町内に事業所等を有しない企業が、事業所等を新設又は増設し、条例第 5 条により奨励措置適用企業の指定を受けたもの(新設の場合は投下固定資産総額 1 億円以上、増設の場合は投下固定資産総額 5,000 万円以上)が対象。(当初指定から 10 年間)  | 設置費用から他の補助金等を控除した額の 1/3(上限 300 万円)   | 平成 28 年<br>1 月 1 日より                       | <a href="https://www.town.shioya.tochigi.jp/div/kikaku/html/reiki/act/frame/frame110000956.htm">https://www.town.shioya.tochigi.jp/div/kikaku/html/reiki/act/frame/frame110000956.htm</a>                                       | 企画調整課<br>0287-45-1112   |
| 埼玉県   | 県   | 【平成 30 年度】埼玉県事業者向け CO2 排出削減設備導入補助金 | 補助金   | 県内に中小規模事業所を所有又は使用し、対象事業所内で補助対象設備を所有する大企業以外の者。<br>※リース事業、ESCO 事業の場合、リース事業者、ESCO 事業者と連名で申請すること。  | ○省エネ設備導入事業<br>補助率:補助対象経費の 1/3<br>上限額:500 万円<br>○ESCO 事業<br>補助率:補助対象経費の 1/4<br>上限額:1000 万円<br>※1 万円未満切り捨て | 平成 30 年<br>5 月 1 日～<br>5 月 31 日            | <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2018.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2018.html</a>   | 温暖化対策課<br>計画制度・排出量取引担当<br>048-830-3021                          |
| 埼玉県   | 戸田市 | 環境配慮型システム等設置費補助                    | 補助金   | (1)既築の事業所(社宅を含む)を所有する者で当該事業所にシステムを設置するもの<br>(2)事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置するもの<br>(3)既築の賃貸集合住宅を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置するもの<br>(4)区分所有法第 1 条に規定する区分所有権を有する住宅を管理する区分所有者の団体が当該住宅にシステムを設置するもの   | ○太陽光発電システム<br>3 万円/kW<br>(市内事業者施工の場合 3 万 5 千円/kW)<br>上限額 60 万円<br>(市内事業者施工の場合 70 万円)                     | 2018 年 4<br>月 3 日～<br>2019 年 1<br>月 31 日   | <a href="http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-simin-hozyo.html">http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-simin-hozyo.html</a>   | 環境課<br>048-441-1800   |
| 埼玉県   | 熊谷市 | 平成 30 年度業務用太陽光発電システム設置費補助金         | 補助金   | 1.市内の事業所に平成 30 年度に太陽光発電システムを設置した者であること。<br>2.補助対象となる太陽光発電システムを設置する事業所内に、建築基準法及び都市計画法等の違反がないこと。<br>3.補助対象となる太陽光発電システムを設置した事業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。<br>4.補助金の申請時において、市税の滞納がないこと。<br>5.補助対象となる太陽光発電システムの設置につき、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。<br>6.補助対象となる太陽光発電システムを設置後、補助を受けた者が 17 年以上使用すること。<br>7.市が協力を求めた場合、太陽光発電システムの発電状況等のデータを提供できること。 | 1kW 当たり 20,000 円<br>× 太陽電池モジュールの(JIS)公称最大出力値<br>(上限額:10 万円)<br><br>※小数点以下第 2 位まで算出し、第 3 位以下切り捨て          | 平成 30 年<br>4 月 2 日～<br>平成 31 年<br>3 月 29 日 | <a href="http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/kankyoseisakuhojyo/saienehojyokin.html">http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/kankyoseisakuhojyo/saienehojyokin.html</a> | 環境政策課<br>環境政策係<br>電話:048-536-1547<br>(直通)<br>ファックス:048-536-2009 |

| 実施自治体 |      | 制度名称                        | 制度の概要 |  |   | 実施期間                                 | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                                       |
|-------|------|-----------------------------|-------|--|---|--------------------------------------|---|--|
|       |      |                             | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |                                      |   |  |
| 埼玉県   | 本庄市  | 事業所用エネルギーシステム導入事業補助金        | 補助金   | 市内に事業所を有する法人その他の団体および個人事業者<br><br>(実績報告書の提出までに事業所を有する場合も可)   | ○エネルギーシステム補助率:補助対象経費の1/6<br>上限額:100万円<br>○エネルギー管理システム(省エネルギーシステムと同時に導入する場合のみ)<br>補助率:補助対象経費の1/6<br>上限額:20万円 | H30.4.2～予算額に達するまで                    |   | 環境推進課<br>エコタウン推進係<br>0495-25-1249          |
| 東京都   | 都    | 中小事業所向け熱エネルギーマネジメント支援事業     | 補助金   | 中小医療・福祉施設において助成対象事業を実施する ESCO 事業者、助成対象施設の運営者及びリース事業者(ESCO 事業者と共同申請を行う場合に限り)<br>※ガスコージェネレーションシステム(エネファームを含む)の設置必須 | 助成対象機器の設置に要する経費の2分の1以内<br>※上限額1億円<br>※国補助と併用の場合は、経費の2分の1となるまで   | 平成26年4月1日～平成31年3月29日                 | <a href="https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/netuden/index.html">https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/netuden/index.html</a>                                       | 環境局地球環境エネルギー部<br>地域エネルギー課<br>03-5388-3533  |
| 東京都   | 都    | 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業        | 補助金   | 民間事業者(中小企業等)   | 1/3以内(国等の補助金と併給する場合は、合計2/3以内)<br>上限5000万円   | 平成30年5月7日～平成31年3月29日                 | <a href="https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-chisho/index.html">https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-chisho/index.html</a>                           | 環境局地球環境エネルギー部<br>次世代エネルギー課<br>03-5320-7783 |
| 東京都   | 千代田区 | 千代田区省エネルギー改修等助成制度           | 助成金   | 中小企業者のうち<br>1 区内の既存建物の所有者<br>2 所有者の承諾を得ている者  | 対象経費の20%<br>(上限額:100万円)   | 平成30年4月2日～平成31年2月8日                  | <a href="http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html">http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html</a>                       | 環境まちづくり部<br>環境政策課<br>エネルギー対策係              |
| 東京都   | 中央区  | 中央区自然エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成制度 | 補助金   | 区内の事業所に太陽光発電システムを設置する中小企業者等  | ○一般助成<br>10万円/kW(上限100万円)<br>○中央エコアクト認証取得<br>15万円/kW(上限120万円)   | 平成30年4月2日～平成31年3月29日<br>※予算がなくなり次第終了 | <a href="http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/kikijosei/ecojosei_jigyosho.html">http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/kikijosei/ecojosei_jigyosho.html</a> | 環境土木部<br>環境推進課<br>温暖化対策推進係                 |

| 実施自治体 |     | 制度名称                              | 制度の概要 |   |  | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署   |
|-------|-----|-----------------------------------|-------|---|--|---|---|--|
|       |     |                                   | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)                         |   |   |  |
| 東京都   | 港区  | 港区創エネルギー・省エネルギー機器等助成事業            | 補助金   | 太陽光発電システム<br>【機器要件等】<br>・機器の設置後、自ら電力会社と電力需給契約を締結できる者であること<br>・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること<br>・太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが 10kW 未満であること<br>・未使用のもの  | 最大出力に応じて<br>100,000 円/kW<br>(上限 999,000 円)     | 平成 30 年 4 月 2 日から<br>平成 31 年 3 月 20 日まで<br>(交付申請受付は平成 31 年 2 月 28 日まで、完了報告は受付は平成 31 年 3 月 20 日まで) | <a href="http://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyou/kankyo-machi/kankyo/hojo-j-taiyoko.html">http://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyou/kankyo-machi/kankyo/hojo-j-taiyoko.html</a> | 環境リサイクル支援部環境課<br>地球環境係<br>03-3578-2111<br>(内線 2496~98) |
| 東京都   | 新宿区 | 平成 30 年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金 | 補助金   | 集合住宅用太陽光発電システム<br>【対象者】<br>1 集合住宅用(電力を共用部分等に系統連系する場合のみ)区内に集合住宅を所有し(もしくは所有しようとする)、当該住宅に機器を設置する中小企業者(個人事業者を含む)及び管理組合等。賃貸住宅の場合においては、住宅の所有者から当該機器の設置について同意を得ているものに限る。<br>なお、太陽光発電システムの設置にあつては、集合住宅共用部に電力を供給すること。<br>2<br>・導入する機器が未使用であること<br>・過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていないこと<br>・法人事業税又は個人事業税を滞納していないこと<br>【機器要件】<br>財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は国際電気標準会議(IEC)の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は同等と認めるもの | 100,000 円/kW<br>上限額 300,000 円<br>1,000 円未満切り捨て | 平成 30 年 4 月 16 日(月)～平成 31 年 2 月 28 日(木)   | 平成 31 年 3 月 15 日(金)までに設置完了報告書及び添付書類を提出<br><a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kojinshoenergy.htm">http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kojinshoenergy.htm</a>             | 環境清掃部<br>環境対策課<br>環境計画係                                |

| 実施自治体      | 制度名称                              | 制度の概要 |  |  | 実施期間   | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                    |
|------------|-----------------------------------|-------|--|--|--|---|-------------------------|
|            |                                   | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)                         |  |   |                         |
| 東京都<br>新宿区 | 平成 30 年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金 | 補助金   | <b>事業所用太陽光発電システム</b><br><b>【対象者】</b><br>1 区内に事業所を所有し(もしくは所有しようとする)、当該事業所に機器を設置する中小企業者(個人事業者を含む)等。賃貸住宅の場合においては、住宅の所有者から当該機器の設置について同意を得ているものに限る。<br>2<br>・導入する機器が未使用であること<br>・過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていないこと<br>・法人事業税又は個人事業税を滞納していないこと<br><b>【機器要件】</b><br>財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は国際電気標準会議(IEC)の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は同等と認めるもの | 100,000 円/kW<br>上限額 800,000 円<br>1,000 円未満切り捨て | 平成 30 年<br>4 月 16 日<br>(月)～平成<br>31 年 2 月<br>28 日(木)           | 平成 31 年 3 月 15 日<br>(金)までに設置完了報告書及び添付書類を提出<br><a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kojinshoenergy.htm">http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kojinshoenergy.htm</a> | 環境清掃部<br>環境対策課<br>環境計画係 |
| 東京都        | 文京区<br>中小企業エコ・サポート事業              | 補助金   | 文京区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいる個人及び法人であり、住民税及び事業税を完納していること。  | 省エネ改修費用の 3 分の 2 の額とし、50 万円を限度                  | 申込受付期間<br>平成 30 年<br>4 月 2 日～<br>10 月 31 日                     | <a href="http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/eco.html">http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/eco.html</a>                                     | 区民部経済課<br>産業振興係         |
|            | 地球温暖化等環境対策資金                      | 融資    | 地球温暖化対策を目的として行う区内の工場や事業場の改修に必要とするもの等   | 1,500 万円以内(代表者が区民の場合 1,800 万円以内)               | 平成 30 年<br>4 月～<br>平成 31 年<br>3 月まで                            | <a href="http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/youshi/seidoyushi/itiran.html">http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/youshi/seidoyushi/itiran.html</a>         |                         |
| 東京都        | 台東区<br>我が社の環境経営推進助成金制度            | 助成金   | 区内の事業所に太陽光発電システムを導入する中小規模事業者(エネルギー使用量原油換算で 1,500 kℓ未満)   | 1kW あたり 5 万円<br>上限 50 万円                       | 通年<br>(平成 30 年<br>4 月 1 日～<br>平成 31 年 3 月 31 日)<br>予算がなくなり次第終了 | <a href="http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyo/jyoseiseido/challenge.html">http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyo/jyoseiseido/challenge.html</a>             | 環境清掃部環境課<br>普及啓発担当      |

| 実施自治体      | 制度名称                  | 制度の概要 |   |   | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                     |
|------------|-----------------------|-------|---|---|---|---|--------------------------|
|            |                       | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |   |   |                          |
| 東京都<br>墨田区 | 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度    | 補助金   | 区内に建物のある所有者   | 太陽熱利用システム: 工事に要する経費の 10% (限度額: 戸建 10 万円、分譲集合住宅 25 万円)<br>太陽光発電システム: 1kW あたり 5 万円か工事費用の 2 分の 1 の額のいずれか少ない額(限度額: 戸建 25 万円、分譲集合住宅 50 万円) | (申請受付) 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 2 月 28 日                                     | <a href="http://www.city.sumida.lg.jp/sumida_info/kankyou_hozen/ondanka_boushi/ecojoyoseiseido.html">http://www.city.sumida.lg.jp/sumida_info/kankyou_hozen/ondanka_boushi/ecojoyoseiseido.html</a> | 環境保全課<br>環境管理担当          |
| 東京都<br>江東区 | 江東区地球温暖化設備導入助成事業      | 助成金   | 区内に事業所等を所有している事業者   | 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値<br>1kW 当たり 50,000 円 (上限 200,000 円)   | 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日(交付申請受付は平成 31 年 3 月 8 日まで、完了報告は 3 月 29 日まで) | <a href="https://cms.city-koto.cms8341.jp/cms8341/380201/machizukuri/kankyo/sedo/30jigyousho.html">https://cms.city-koto.cms8341.jp/cms8341/380201/machizukuri/kankyo/sedo/30jigyousho.html</a>     | 環境清掃部<br>温暖化対策課<br>環境調整係 |
|            | 江東区中小企業融資制度(環境保全対策資金) | 利子補給  | (1)原則的に区内の同一場所で、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。<br>(2)中小企業者の方。<br>(3)区内にある事業所において、自然エネルギー等の利用に該当する方。<br>(4)確定申告をしており、それにとまう所得税・法人税を原則的に完納していること。<br>※申告地は区外でも可。<br>(5)申込みの日において納期の到来している特別区民税・都民税(法人にあっては法人都民税)を完納していること。<br>(6)東京信用保証協会の保証対象業種を営む方(許認可の必要な業種を営んでいる方は、その許認可を受けていること。) | 融資金額: 2,000 万円以内<br>返済期間: 6 年以内 (据置期間 12 ヶ月を含む)<br>利率: 年 2.1%<br>利子補助率: 1.1%<br>自己負担率: 1.0%<br>返済方法: 据置期間経過後、元金均等返済                   | 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日  | <a href="https://cms.city-koto.cms8341.jp/cms8341/102010/sangyoshigoto/yushi/shurui/7584.html">https://cms.city-koto.cms8341.jp/cms8341/102010/sangyoshigoto/yushi/shurui/7584.html</a>             | 地域振興部経済課<br>融資相談係        |
| 東京都<br>品川区 | 太陽光発電システム設置助成事業       | 助成金   | 区内の中小事業所等へ新品の太陽光発電システムを設置すること   | 1kW あたり 3 万円<br>上限 15 万円<br>5 件助成予定   | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 20 日または予算終了まで                                  | <a href="http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-kankyo-zyosei/hpg000032926.htm">http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-kankyo-zyosei/hpg000032926.htm</a>                 | 都市環境部環境課<br>環境管理係        |

| 実施自治体      | 制度名称                  | 制度の概要 |   |   | 実施期間   | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署  |
|------------|-----------------------|-------|---|---|--|---|---|
|            |                       | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |  |   |   |
| 東京都<br>目黒区 | 中小企業資金融資(環境配慮の設備導入)   | 利子補給  | (1)信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。<br>(2)1年以上事業を営み、区内に住所又は主たる事業所を有すること。ただし、法人及び法人格を有する中小企業団体の場合は原則として区内に登録上の本店所在地を有すること。<br>(3)所得税(法人税)、住民税及び事業税を滞納していないこと。<br>(4)融資あっせん申込日に、東京都環境局が定める「都内の中小規模事業者における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けている太陽光発電システム・太陽熱利用システムを導入し、設備導入後、14日以内に完了届を提出したもの。 | 補助利率:<br>一般利率 0.4%<br>↓<br>優遇利率 0.8%  | 平成 30 年<br>4 月 1 日<br>から平成 31<br>年 3 月 31<br>日までの申<br>し込み分 | <a href="http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shigoto/enjo/yushiassen/ichiran.html">http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shigoto/enjo/yushiassen/ichiran.html</a> | 産業経済部<br>産業経済・消費生活課<br>経済・融資係<br>03-5722-9880 |
|            | 小規模企業資金融資(環境配慮の設備導入)  | 利子補給  | 上記対象条件に加え、従業員数が 20 人以下(卸売業、小売業、サービス業は 5 人以下)の法人及び個人企業を対象とした一般の資金使途に応じられる融資。ただし、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの申し込み分は、従業員の数が 30 人以下(卸売業、小売業、サービス業は 10 人以下)に対象を拡大。   | 補助利率:<br>一般利率 0.7%<br>↓<br>優遇利率 1.4%  |  |   |   |
|            | 小口零細企業資金融資(環境配慮の設備導入) | 利子補給  | 中小企業資金融資の対象条件に加え、<br>(1)従業員数が 20 人以下(卸売業、小売業、サービス業は 5 人以下)であること<br>(2)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。  | 補助利率<br>一般利率 1.0%<br>↓<br>優遇利率 1.4%   |  |   |   |
| 東京都<br>杉並区 | 低炭素化推進機器導入助成          | 補助金   | 杉並区内に所有する店舗や事業所に対象機器等を導入する杉並区内中小企業者(法人、個人事業主)<br>※ただし、申請時に代表者が杉並区内に居住している場合に限る  | ・強制循環式ソーラーシステム:1㎡あたり 2 万円、(限度額 6 万円)<br>・自然循環式太陽熱温水器:1㎡あたり 1 万円(限度額 2 万円)<br>・太陽光発電システム:1kW あたり 4 万円(限度額 12 万円) | 平成 30 年<br>4 月 5 日<br>から平成 31<br>年 2 月 28<br>日までの申<br>し込み分 | <a href="http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.html">http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.html</a>                       | 環境課<br>環境活動推進係                                |

| 実施自治体      | 制度名称                                    | 制度の概要 |  |   | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)   | 担当部署   |
|------------|---|-------|--|---|---|--|--|
|            |   | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |   |  |  |
| 東京都<br>北区  | 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成                   | 補助金   | ・区内に事業所を有する又は有する予定の中小企業者等で、自ら使用する目的でシステムを購入し、設置又は施工する方       | 【太陽熱温水器】<br>助成対象経費の 50%とし、上限 15 万円(区内業者による施行の場合、助成対象経費の 60%とし、上限 18 万円)<br>【太陽光発電システム】<br>1kW あたり 8 万円、上限 20 万円(区内業者による施行の場合、1kW あたり 9.6 万円、上限 24 万円)   | 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 15 日  | <a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/josei-info.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/josei-info.html</a>          | 生活環境部環境課<br>環境政策係<br>03(3908)8603                  |
| 東京都<br>荒川区 | 荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業                | 助成金   | 区内に事業所を有する事業者  | 太陽熱ソーラーシステム: 1㎡当り 2 万円と集熱器面積を乗じて得た額と、設置費用の 1/2 の額のうち、小さい額(限度額 20 万円)<br>太陽熱温水器: 1㎡当り 1 万円と集熱器面積を乗じて得た額と、設置費用の 1/2 の額のうち、小さい額(限度額 8 万円)<br>太陽光発電システム: 太陽電池モジュールの出力 1 キロワットあたり 2 万円(限度額 20 万円)<br>・全量売電は対象外 | 平成 31 年 3 月 15 日までに施工を完了し、所定の様式の助成金実績報告書を提出すること   | <a href="http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kankyo/josei/30eco_jyosei.html">http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kankyo/josei/30eco_jyosei.html</a><br><br>太陽熱: BL 認証機器<br>太陽光発電: JET 認証機器 | 環境清掃部<br>環境課<br>環境保全係<br>03-3802-3111(代)<br>内線 483 |
| 東京都<br>板橋区 | 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金(事業所用太陽光発電システム) | 補助金   | 区内に事業所を有する又は有する予定の中小企業者等であり、その事業所に新しく補助対象機器等を自ら使用する目的で設置される方 | 設置に要する経費の 20%(上限 500,000 円。ただし板橋エコアクション等取組事業者については上限 1,000,000 円)<br>※板橋エコアクション取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 の活動確認、ISO14001 の認証またはエコアクション 21 の認証・登録の事業者をさす。  | ◆申請受付<br>平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 1 月 31 日<br>◇完了報告書提出期限<br>平成 31 年 3 月 20 日<br>(期間内でも予算がなくなり次第終了) | <a href="http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html">http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html</a>  | 資源環境部<br>環境政策課<br>低炭素社会推進係                         |

| 実施自治体      | 制度名称                        | 制度の概要  |   |  | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署  |
|------------|-----------------------------|--|---|--|---|---|---|
|            |                             | 方法   | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |   |   |   |
| 東京都<br>練馬区 | 練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助事業 | 補助金  | <p>①太陽熱利用システム<br/>事業所:<br/>区内の事業所建物に強制循環式太陽熱利用システムを設置した事業者(従業員 20 名以下)<br/>マンション等の共用部分:<br/>共用部分に使用するために強制循環式太陽熱利用システムを設置した区内にある区分所有建築物(マンション等)の管理組合</p> <p>②太陽光発電システム<br/>事業所:<br/>区内の事業所建物に 2kW 以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と受給契約をした事業者(従業員 20 名以下)<br/>マンション等の共用部分:<br/>共用部分に使用するために 2kW 以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と需給契約をした、区内にある区分所有建築物(マンション等)の管理組合</p>  | <p>①事業所:1 件あたり上限 2.5 万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 2.5 万円と比較し低い額。)<br/>マンション等の共用部分:1 件あたり上限 20 万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 20 万円とを比較し低い額)</p> <p>②事業所:1 件あたり上限 5 万円。(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 5 万円と比較し低い額。)<br/>マンション等の共用部分:1 件あたり上限 20 万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 20 万円とを比較し低い額)</p> | (申請受付期間)<br>平成 30 年 4 月 16 日<br>～平成 31 年 2 月 28 日まで | <a href="http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/oshirase/Subsidy_Oview_top.html">http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/oshirase/Subsidy_Oview_top.html</a> | 環境部環境課<br>地球温暖化対策係<br>補助金担当<br>03-5984-4706 |
| 東京都<br>足立区 | 太陽熱利用システム設置費補助金             | 太陽熱利用システムの設置後に申請(ただし、設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から 12 ヶ月以内) | <p>下記の 1～4 すべての要件を満たす方</p> <p>1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること)</p> <p>(1)区内の住宅に太陽熱利用システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)参照。)</p> <p>(2)区内の事業の用に供する建築物に太陽熱利用システムを設置した事業者。</p> <p>(3)区内の分譲マンションの管理者(区分所有者全員の共有に属する太陽熱利用システムを設置していること)。</p> <p>2 設置した太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもので未使用品であること。</p> <p>3 設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から 12 ヶ月を経過していないこと。</p> <p>4 補助対象者に住民税(法人が補助対象の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。</p> | <p>下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1,000 円未満切捨て、上限あり)</p> <p>(1)補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額</p> <p>(2)集熱器の面積(平方メートル表示として、小数点以下 2 桁未満切捨て)に 3 万円を乗じて得た額</p> <p>●上限額 10 万円<br/>※足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の 2 割増の額(上限 12 万円)</p>   | 平成 30 年 4 月 11 日<br>から平成 31 年 2 月 28 日              | <a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-solar.html">http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-solar.html</a>     | 環境部環境政策課<br>管理係                             |



| 実施自治体       | 制度名称                                  | 制度の概要                                 |   |   | 実施期間   | 備考<br>(制度 URL、その他)   | 担当部署   |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|--|--|--|
|             |                                       | 方法                                    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |  |  |  |
| 東京都<br>足立区  | 太陽光発電システム<br>設置費補助金                   | 太陽光発電システムの設置後に申請(ただし、電力受給契約後 12 ヶ月以内) | 下記の1～5すべての要件を満たす方<br>1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること)<br>(1)区内の住宅に発電システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)、公益的施設の場合は(4)を参照)。<br>(2)区内の事業の用に供する建築物に発電システムを設置した事業者。<br>(3)区内の分譲マンションに発電システムを設置した管理者(区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置していること)。<br>(4)区内の公共的施設に発電システムを設置した事業者(公益的施設とは、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち、町会・自治会館、民設民営の高齢者施設、民設民営の障がい者施設、民設民営の私立保育園、私立幼稚園をいう)。<br>2 未使用の発電システム一式を新規に設置していること。<br>3 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること。<br>4 電力受給開始日から 12 ヶ月を経過していないこと。<br>5 補助対象者に住民税(法人が補助対象の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。 | 下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1,000 円未満切捨て、上限あり)<br>(1)補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額<br>(2)1kW あたり 6 万円に発電設備最大出力(kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満切捨て)を乗じて得た額。<br>(1,000 円未満切捨て)<br>●上限額 24 万円(分譲マンションに設置した場合 60 万円、公益的施設に設置した場合 120 万円)<br>※ 足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の 2 割増の額。1kW あたり 7 万 2 千円(上限 28 万 8 千円、分譲マンションに設置した場合 72 万円、公益的施設に設置した場合 144 万円) | 平成 30 年<br>4 月 11 日<br>から平成 31<br>年 2 月 28<br>日            | <a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-taiyo.html">http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-taiyo.html</a><br><br>予定件数 120 件(予算に達した時点で終了) | 環境部環境政策課<br>管理係                              |
| 東京都<br>葛飾区  | かつしかエコ助成金<br>(事業所用)                   | 補助金                                   |   |   |  | <a href="http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1003883/1003923.html">http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1003883/1003923.html</a>  | 環境課環境計画係<br>03-5654-8228<br>または 03-5654-8531 |
| 東京都<br>江戸川区 | 経営向上資金融資(④<br>地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策) | 利子補給                                  | 【融資対象者】<br>江戸川区中小企業振興事業資金融資の利用資格がある区内事業者<br>【資金使途】<br>事業用(太陽光含む)の発電設備とその導入に伴う設備工事の経費(ただし売電を目的とする設備を除く)  | 補助利率<br>一般利率 0.5%<br>↓<br>優遇利率 1.5%   | 平成 30 年<br>4 月 1 日<br>から平成 31<br>年 3 月 31<br>日までの申<br>し込み分 | <a href="http://www.city.edogawa.tokyo.jp/san_jigyosya/sangyo_jigyosya/yushintei/yushiseido/index.html">http://www.city.edogawa.tokyo.jp/san_jigyosya/sangyo_jigyosya/yushintei/yushiseido/index.html</a>  | 生活振興部<br>産業振興課<br>相談係<br>03-5662-0538        |
| 東京都<br>八王子市 | 八王子市再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度              | 補助金                                   | 市内の住宅用、もしくは事業所用として対象機器を設置しようとする個人・中小企業者等  | ・太陽光発電システム<br>1kW あたり 2 万円<br>(上限 10 万円)<br>・太陽熱利用システム<br>1 件あたり 5 万円<br>・木質ペレットストーブ<br>補助対象経費の 2 分の 1<br>(上限 10 万円)<br>・HEMS<br>上記 3 つの補助対象機器に加え、HEMS を導入した場合のみ、1 万円増額。  | 平成 30 年 4<br>月 16 日<br>から<br>受付開始                          | <a href="http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a871645/p007132.html">http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a871645/p007132.html</a>                              | 環境部環境政策課<br>042-620-7384<br>(直通)             |

| 実施自治体 |     | 制度名称                       | 制度の概要 |  |   | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)   | 担当部署  |
|-------|-----|----------------------------|-------|--|---|---|--|---|
|       |     |                            | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |   |  |   |
| 東京都   | 三鷹市 | 新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金       | 助成金   | 市内に事業所を有し、自ら所有し使用するために設備(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。   | ①自ら発注して設備を設置した場合:<br>1kW あたり 2 万円、上限 10 万円まで<br>②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合:<br>1 万 5 千円       | 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日。<br>ただし、予算の範囲内で先着順             | <a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/071/071889.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/071/071889.html</a>  | 生活環境部<br>環境政策課<br>担当:川上、竹内<br>0422-45-1151<br>(内線 2525) |
| 東京都   | 昭島市 | 昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金     | 補助金   | 1 市内に住所を有する個人又は法人のうち、市内に事務所若しくは事業所を所有するもので、当該事務所又は事業所に機器等を設置する者であること。<br>2 設置した機器が、設置当時未使用のものであったこと。<br>3 個人にあつては、納期が到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。<br>4 法人にあつては、納期が到来している法人市民税を完納していること。 | ・ソーラーシステム<br>1 件あたり 5 万円<br>・太陽熱温水器<br>1 件あたり 2 万 5 千円<br>・太陽光発電<br>1kW あたり 2 万円<br>(上限 8 万円) | 【第 1 期】<br>H30.4.1～9.30 設置分<br>【第 2 期】<br>H30.10.1～H31.3.31 設置分 | <a href="http://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/010/040/020/20170331085540.html">http://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/010/040/020/20170331085540.html</a><br><br>※5 月中旬頃、H30 年度内容に更新予定 | 環境部環境課<br>計画推進係   |
| 東京都   | 小平市 | 小平市新エネルギー機器設置モニター助成制度      | 助成金   | 太陽光発電システム  | ・共同住宅、事業所:<br>1kW あたり 4 万円、上限額 15 万円  | 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日                                | <a href="http://www.city.kodaira.lg.jp/kurashi/060/060095.html">http://www.city.kodaira.lg.jp/kurashi/060/060095.html</a>  | 環境部環境政策課  |
| 新潟県   | 県   | 再生可能エネルギー発電設備導入促進事業補助金     | 補助金   | 新潟県内に事業所を置く法人、団体(国、地方公共団体を除く。)、個人事業者または県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体   | ・補助率:1/3 以内<br>・上限額:500 万円  |   | <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoshinko/1356891145118.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoshinko/1356891145118.html</a>  | 産業振興課<br>新エネルギー支援開発室<br>TEL(直通)<br>025-280-5257         |
|       |     | 環境保全資金融資制度                 | 融資    | 本県に納税している中小企業者等で、エネルギー有効利用施設、低公害車を導入する者  | ・限度額:2,000 万円(貸付比率 4/5)<br>・貸付利率:年 2.15%(新潟県信用保証協会保証付 1.65～1.85%)                             | 8 年以内(低公害車は 6 年以内、措置期間 1 年)                                     | <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1192637760822.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1192637760822.html</a>  | 環境対策課<br>環境保全係<br>TEL(直通)<br>025-280-5154               |
|       |     | フロンティア企業支援資金(グリーンニューディール枠) | 融資    | 新エネルギー、省エネルギー設備を導入する中小企業者等で、にいがた産業創造機構の認定を受けた者   | ・限度額:5,000 万円<br>・貸付利率:年 1.65～1.85%   | 運転資金 5 年以内(据置期間 1 年以内)<br>設備資金 10 年以内(据置期間 2 年以内)               | <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoseisaku/1196007387768.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoseisaku/1196007387768.html</a>  | 産業政策課<br>経営支援室<br>TEL(直通)<br>025-280-5240               |

| 実施自治体 |     | 制度名称                  | 制度の概要 |   |  | 実施期間 | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署   |
|-------|-----|-----------------------|-------|---|--|------|---|--|
|       |     |                       | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |      |   |  |
| 新潟県   | 長岡市 | 省エネルギー設備等設置事業補助制度     | 補助金   | ・市内に事業所を有する者または事業所を新築する者(建替え・購入を含む。)で、当該事業所に太陽光発電設備を設置する者<br>・市税の滞納がない者   | ・補助率: 導入経費の1/3 以内<br>・限度額: 1kW あたり5 万円、5kW まで  |      | <a href="http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cat_e09/kankyo-hojo/energy.html">http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cat_e09/kankyo-hojo/energy.html</a>       | 環境政策課<br>環境企画係<br>TEL(直通)<br>0258-24-0528          |
| 新潟県   | 柏崎市 | 柏崎市 ECO2 プロジェクト       | 補助金   | 市内に事業所を有する事業者又は団体   | ・事業者が行う環境配慮行動に対しポイントを付与<br>・付与されたポイントは環境配慮設備や製品の購入に利用可能(ポイントに応じた補助金を交付)                              |      | <a href="http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/machi/kankyo/eco2/index.html">http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/machi/kankyo/eco2/index.html</a>                               | 環境課<br>環境政策係<br>TEL(直通)<br>0257-23-5170            |
| 新潟県   | 妙高市 | 企業振興奨励事業              | 税制    | 新設又は増設の総投資額 5,000 万円以上(中小企業等 500 万円以上)、新規常用労働者数 10 人以上(中小企業等 1 人以上)など   | ・限度額: 3 億円<br>・奨励措置: 工場等に係る固定資産税相当額の交付又は課税免除(10 年間)  |      | <a href="http://www.city.myoko.niigata.jp/kigyouritti/605.html">http://www.city.myoko.niigata.jp/kigyouritti/605.html</a>   | 観光商工課<br>商工振興グループ<br>TEL(直通)<br>0255-74-0026       |
| 新潟県   | 魚沼市 | 再生可能エネルギー普及促進事業       | 補助金   | ・市内に居住し、又は事業所を有する者(地方公共団体及び公共的団体を除く)  | ・「設置経費の 1/3」又は「公称最大出力(kWh) × 5 万円」のいずれか少ない金額<br>・上限額: 15 万円  |      | <a href="http://www.city.uonuma.niigata.jp/docs/2017031300052/">http://www.city.uonuma.niigata.jp/docs/2017031300052/</a>   | 環境課<br>環境対策室<br>TEL(直通)<br>025-792-9766            |
| 新潟県   | 湯沢町 | 湯沢町再生可能エネルギー普及促進事業補助金 | 補助金   | (1)町民または町内事業者 (2)自己の住居用または自己の事業活動用の建物又は敷地に設置するもの(賃貸目的は不可) (3)町税の滞納がないこと (4)年度内に設置を完了できる者 (5)未使用の補助対象機器等を設置する者 (6)建物の使用者と所有者が異なる場合は、所有者から書面による承諾を得ている者 (7)今回の機器等の設置にあたり、湯沢町の他の補助金や助成金を受けていないこと (8)申請しようとする機器等が、過去において同一区分(機器等)の補助金の交付を受けたものでないこと | ・設置経費の 3 分の 1 (消費税除く)<br>・上限額 20 万円(千円未満切り捨て)(区分ごとに 1 台を限度。複数台申請の場合は、異なる区分ごとに算定した補助金額の合計で 30 万円が上限。) |      | <a href="https://www.town.yuzawa.lg.jp/cyosei/jyosei/kankyoku/kankyou_saiseikanou.html">https://www.town.yuzawa.lg.jp/cyosei/jyosei/kankyoku/kankyou_saiseikanou.html</a> | 産業観光部<br>環境農林課<br>環境交通係<br>TEL(直通)<br>025-788-0291 |

| 実施自治体       | 制度名称                    | 制度の概要 |  |   | 実施期間                 | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                           |
|-------------|-------------------------|-------|--|---|----------------------|---|--------------------------------|
|             |                         | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |                      |   |                                |
| 富山県<br>県    | 中小企業環境施設整備資金融資制度        | 融資    | 県内において、太陽熱利用施設を整備する中小企業者   | 融資限度額<br>個別:3,000万円<br>団体:5,000万円<br>利率:年1.15%以内<br>償還期限:7年以内、団体10年以内(うち据え置き期間1年以内)<br>償還方法:元金均等月賦償還  | H18.4.1~             | <a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00006264.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00006264.html</a>   | 環境政策課<br>076(444)3141          |
|             | 新成長産業育成支援資金融資制度         | 融資    | 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業を営む中小企業者  | 資金用途:設備(運転)<br>※運転資金のみの利用は不可<br>融資限度額:10,000万円(うち運転1,000万円)<br>融資利率:年1.10%以内<br>償還期限(うち据置期間):設備10年以内(1年以内)運転5年以内(1年以内)                      | H24.4.1~             | <a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293-007-01.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293-007-01.html</a>   | 経営支援課<br>076-444-3248          |
|             | 再生可能エネルギー利用促進資金融資制度     | 融資    | 再生可能エネルギー(太陽光)を利用した発電設備の導入を行う中小企業者   | 資金用途:設備(運転)<br>※運転資金のみの利用は不可融資<br>限度額:10,000万円(うち運転1,000万円)<br>融資利率:年1.15%以内<br>※太陽光発電設備は年1.30%以内<br>償還期限(うち据置期間):設備10年以内(1年以内)運転5年以内(1年以内) | H24.10.1~            | <a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293-008-01.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293-008-01.html</a>   | 経営支援課<br>076-444-3248          |
| 富山県<br>小矢部市 | 小矢部市事業所用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金   | 自己の事業の用に供する市内の建築物及び土地に太陽光発電システム(最大出力数の合計が10kW以上のものを設置したもので、発電した電力を自事業所で使用している者 | 基本金額5万円+10kWを超える1kWあたり5万円<br>上限100万円  | H25.4.1~             | <a href="http://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/gomikankyo/chikyuondanka/1458354860907.html">http://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/gomikankyo/chikyuondanka/1458354860907.html</a>   | 生活協働課<br>0766(67)1760<br>内線756 |
| 石川県<br>県    | 石川県地球温暖化対策支援融資制度        | 融資    | 1年以上県内に事業所を有し、県税の滞納がない中小企業者及びその団体で、県の指定する環境マネジメントシステムに取り組んでいるもの                | 限度額:5,000万円<br>利率:1.60%(随時見直し)<br>期間:10年以内(うち据置2年以内)  | H30.4.1~<br>H31.3.31 | 信用保証・担保・保証人については、取扱金融機関所定の扱いによります。<br><a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/annai_ka/yushi_on/index.html">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/annai_ka/yushi_on/index.html</a> | 生活環境部<br>環境政策課<br>076(225)1463 |

| 実施自治体 |        | 制度名称              | 制度の概要    |  |   | 実施期間                 | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署   |
|-------|--------|-------------------|----------|--|---|----------------------|---|--|
|       |        |                   | 方法       | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |                      |   |  |
| 石川県   | 金沢市    | 金沢市地球温暖化対策資金融資制度  | 低利固定金利融資 | 市内の中小企業者が、地球温暖化の防止に資する施設の整備等を行う場合<br>(対象となる事業のひとつに「太陽光発電施設、太陽熱利用施設の整備」が含まれる。)  | 限度額:2,000 万円以内<br>利率:1.4%<br>元金均等償還期間:10年以内                                     | H30.4.1～<br>H31.3.31 | <a href="http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25001/seisaku/jyosei_yushi_yuushiseido.html">http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25001/seisaku/jyosei_yushi_yuushiseido.html</a>   | 環境局<br>環境政策課<br>076(220)2507                     |
| 石川県   | 小松市    | 小松市環境保全施設整備資金融資制度 | 融資       | 市内の中小企業者若しくは中小企業者を構成する組合が地球温暖化防止対策施設の設置若しくは改善に要する経費<br>(対象となる事業のひとつに太陽光発電設備の導入が含まれる。)  | 限度額<br>中小企業 500 万円以内<br>組合 1,000 万円以内<br>年 1.70%<br>償還期間:元金均等月割 5 年以内(据置 5 年以内) | H30.4.1～<br>H31.3.31 | <a href="http://www.city.komatsu.lg.jp/3633.htm">http://www.city.komatsu.lg.jp/3633.htm</a>   | 環境未来部<br>エコロジー推進課<br>0761(24)8067                |
| 山梨県   | 南アルプス市 | 南アルプス市エコライフ促進補助金  | 補助金      | ●事務所用<br>対策機器を市内の事務所などに設置した場合<br>市税に未納がない法人。個人事業者の場合は本人と同一世帯員に市税の未納がないこと<br>※太陽光発電の場合は、太陽光発電システムに併せて ECHONET Lite 対応の家庭用エネルギー管理システム(HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電池の設置が条件。 | 太陽熱使用システム<br>5 万円<br><br>太陽光発電システム<br>10kW 未満 8 万円                              | H27.4.1～             | (条件)<br>・未使用 リースは対象外<br>・設置完了後3ヶ月以内の申請<br>・発電量データ等のアンケート協力<br><a href="http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/kurashi/kurasu/kankyoku/ondanka-taisaku/solar-energy-system.html">http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/kurashi/kurasu/kankyoku/ondanka-taisaku/solar-energy-system.html</a> | 環境課<br>環境保全・自然エネルギー担当<br>055(282)6097            |
| 長野県   | 飯田市    | 飯田市太陽光発電設備設置補助金   | 補助金交付    | 太陽光発電設備を、飯田市内に存する建物の屋根等当該設備の設置に適した場所に設置し、かつ、当該設備について系統連系を行った者。但し、過去に同様の趣旨の補助金を交付された者及び納付すべき市税を納付していない者は対象外   | 1kW 当たり 1 万 5 千円<br>限度額 10 万円   | H30.6～<br>※単年度単位での受付 |   | 市民協働環境部<br>環境モデル都市推進課<br>0265(22)4511<br>内線 5474 |

| 実施自治体 |     | 制度名称  | 制度の概要 |  |   | 実施期間                                    | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署   |
|-------|-----|---|-------|--|---|---|---|--|
|       |     |   | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |   |   |  |
| 長野県   | 諏訪市 | 再生可能エネルギー等導入設置補助金<br><br>区分:④再生可能エネルギー利用システム※ | 補助金交付 | (1)市税を滞納していない者<br>(2)市内に再生可能エネルギー利用システムを設置しようとする者<br>(3)補助金の交付の申請をする年度内に再生可能エネルギー利用システムの設置完了できる者<br>(4)国又は長野県の再生可能エネルギー利用システムの設置に係る補助金の交付を受けた者<br>(5)システムの設置を予定している建物又は土地の固定資産税に未納がないこと<br>(6)同一エネルギー源のシステム設置について、過去に市から補助金の交付を受けていない<br>(7)システムを設置する予定の場所に、過去に市から補助金の交付を受けて設置された同一のエネルギー源のシステムがない<br>(8)事前着工していないこと | 国又は長野県が交付決定をした補助金の額の 10%に当たる額とする。<br><br>限度額<br>30 万円 又は 国若しくは長野県の補助事業の対象外経費の全額のどちらか低い方 | H26～                                    | 再生可能エネルギー利用システムとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱(地熱及び太陽熱を除く)、バイオマス(化石燃料を除く) | 市民部<br>生活環境課<br>環境保全自然エネルギー推進係<br>0266(52)4141<br>内線 215 |
| 長野県   | 伊那市 | 環境調和事業  | 補助金交付 | 市内の工場等におけるクリーンエネルギーの活用又は省エネルギー対策の事業で二酸化炭素の削減効果が高いとして市長が認めたもの   | 土地の取得費を除く、事業に要する経費 25%以内(上限 30 万円)  | H18.4～<br>H29.4 改正<br>※H31.3.31<br>事業終了 | 二酸化炭素の削減量が事業実施前と実施後では 10%以上であること。<br>10kW 以上の施設であること<br>余剰電力の売電契約のみ対象           | 商工観光部<br>商工振興課<br>工業振興係<br>0265-78-4111<br>(内線 2433)     |
| 長野県   | 佐久市 | 太陽光エネルギー普及事業                                  | 補助金交付 | ①自己の所有に属する建物に設置しようとする者。<br>②他人の所有に属する建物に居住し、又は事務所、事業所等を置く者で、当該建物に設置しようとする者。ただし、事前に当該建物の所有者から承諾を得ることが必要。  | 1kW 当たり 2 万円<br>上限 100 万円   | H26～                                    | ・対象設備により発電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者<br>・市税等の滞納が無いこと。                              | 環境部<br>環境政策課<br>0267(62)2917                             |
| 長野県   | 高森町 | 高森町太陽光発電システム設置補助金交付要綱                         | 補助金交付 | 自ら所有し、事業用に供する建築物で対象システムを設置しようとする者  | 1kW あたり 2 万円<br>限度額 10 万円   | H22～                                    | ・全量買取制度を選択する場合、対象外<br>・電気事業の用に供されるものを除く   | 環境水道課環境係<br>0265(35)9409                                 |
| 長野県   | 豊丘村 | 豊丘村太陽光発電システム設置補助金交付事業                         | 補助金交付 | 村内企業等の屋根その他対象システムの設置に適した場所へ太陽光発電システムを設置し、かつ電力会社との系統連携を行い、村税を滞納がしていないもの   | 1kW 当たり 4 万円<br>限度額 20 万円   | H24～                                    |   | 環境課環境係<br>0265(35)9057                                   |
| 岐阜県   | 御嵩町 | 御嵩町新エネルギーシステム普及支援事業補助金                        | 補助金交付 | ・地球温暖化対策として、また、災害に強いまちづくりの推進のため、災害時に地域でお互いに支え合う「共助」を約束したうえで、自ら居住する町内住宅、事業所に太陽光発電システムを設置する者への補助<br>・自ら居住する町内住宅に燃料電池を設置する町民への補助  | 事業所用太陽光発電システム:2 万円/kW<br>上限 10 万円   |   |   | 御嵩町環境モデル都市推進室<br>0574-67-2111(2233)                      |

| 実施自治体 |      | 制度名称                             | 制度の概要           |  |  | 実施期間   | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                     |
|-------|------|----------------------------------|-----------------|--|--|--|---|--------------------------|
|       |      |                                  | 方法              | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |  |   |                          |
| 愛知県   | 岡崎市  | 岡崎市環境対策資金<br>融資あっせん・利子補<br>給補助制度 | 融資あっせん<br>利子補助金 | ・すでに県内に事業所があること<br>・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格<br>(業種等)を有している中小企業<br>・市民税等を完納していること<br>・岡崎市環境対策資金の借入者であること   | ・当該融資期間に支<br>払う利子相当額(た<br>だし、太陽光発電事<br>業など一部事業に<br>ついては、利子相当<br>額の80%)                               | 返済期間 7<br>年以内  | <a href="http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1156/p006722.html">http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1156/p006722.html</a>                         | 環境政策課                    |
| 愛知県   | 名古屋市 | 名古屋市環境保全設<br>備金融融資               | 利子補助            | 名古屋市内で地球温暖化防止等のためのエ<br>ネルギー対策を実施する中小企業   | 支払済みの利子につ<br>き、半額を補助(融<br>資限度額 5,000 万<br>円、返済 7 年、利<br>率 1.3%)                                      | 通年   | <a href="http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html</a>   | 環境局<br>大気環境対策課           |
| 三重県   | 津市   | 津市新エネルギー利<br>用設備設置費補助金           | 補助金             | 事業所に太陽光システムを設置される事業<br>者の方に設置工事費の一部を補助する。  | ・太陽光発電施設・<br>60,000 円(5kW 以上<br>10kW 未満)   | H30.4.2～<br>H31.3.29   | <a href="http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html">http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html</a> | 環境政策課                    |
| 滋賀県   | 県    | 分散型エネルギーシ<br>ステム導入加速化事<br>業補助金   | 補助金             | ①発電設備(太陽光+蓄電池、風力、バイオ<br>マス、小水力)<br>②熱利用設備(太陽熱、バイオマス熱、地中<br>熱、下水熱、その他)<br>③燃料製造設備(バイオマス燃料)<br>④革新的なエネルギー高度利用技術(ガス<br>コージェネ、燃料電池)<br>⑤蓄電池(①との併設のみ)<br>⑥電気自動車+V2H(避難所になり得る福祉<br>施設等に限る) | 補助対象経費の 1/3<br>以内(福祉施設等は<br>1/2 以内)<br>限度額は設備ごと<br>に設定(1 件あたり<br>50～200 万円、福<br>祉施設等は 75～<br>300 万円) | 採択申請期<br>間:H30.6.1<br>～H30.9.28<br>(毎月末に<br>締切り)<br>事業は交付<br>決定後から<br>H31.3.31 ま<br>でに実施                     | <a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/30bunsan-gatahojokin.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/30bunsan-gatahojokin.html</a>             | エネルギー政策課<br>077-528-3090 |
| 滋賀県   | 長浜市  | 太陽光発電システム<br>等設置促進事業             | 補助金             | 住宅等に太陽光発電設備または蓄電池を新<br>たに設置する個人または事業者<br>に補助金を交付   | 太陽光発電 1kW あ<br>たり 2 万円(限度額 6<br>万円)<br>定置式蓄電池 1kWh<br>あたり 2 万円(限度額<br>10 万円)                         | 申請期間:平<br>成 30 年 4 月<br>1 日～工事<br>着工前<br>報告期間:工<br>事完了後 60<br>日以内また<br>は平成 31 年<br>3 月 29 日(い<br>ずれか早い<br>日) | <a href="http://www.city.nagahama.shiga.jp/0000004187.html">http://www.city.nagahama.shiga.jp/0000004187.html</a>   | 環境保全課<br>0749-65-6513    |
|       |      | 事業用再生可能エネ<br>ルギー発電設備等導<br>入促進事業  | 補助金             | 発電設備を新たに設置する事業者(中小企<br>業者、個人事業者)に補助金を交付  | 発電設備等にかかる<br>固定資産税<償却資<br>産>相当額(2 年間)  | 申請(指<br>定):事業開<br>始後 60 日<br>以内<br>申請(交<br>付):指定の<br>翌年度   | <a href="http://www.city.nagahama.shiga.jp/0000001536.html">http://www.city.nagahama.shiga.jp/0000001536.html</a>   |                          |

| 実施自治体 |     | 制度名称                  | 制度の概要                       |   |   | 実施期間   | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                               |
|-------|-----|-----------------------|-----------------------------|---|---|--|---|------------------------------------|
|       |     |                       | 方法                          | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |  |   |                                    |
| 滋賀県   | 守山市 | エコ事業所等普及促進補助金         | 補助金                         | 事業所または自治会集会所において、以下のエネルギーシステム・省エネ設備等を、市内業者の施工により導入する場合に助成。中小企業者については下記(3)～(6)、自治会については下記(1)～(6)が補助対象メニュー。<br>(1)太陽光等の再生可能エネルギー発電システム (2)省エネルギー効果設備(LED 等)<br>(3)蓄電池 (4)エネファーム、エコウィル<br>(5)太陽熱利用システム(自然または強制循環) (6)太陽光発電システムと蓄電池 | 太陽光発電システム<br>1kW あたり 3 万円、その他については補助対象経費の 1/3 以内<br>限度額: (1)・(2)・(4)は 30 万円、(3)は 20 万円、(5)5 万円、(6)50 万円 | (募集期間)<br>平成 29 年 5 月 15 日<br>～平成 30 年 2 月 28 日              |   | 環境政策課<br>077-582-1154              |
| 滋賀県   | 高島市 | 事業所用太陽光発電システム設置事業費補助金 | 補助金                         | ・対象者: (次の全てに該当すること)①市内の事業所にシステムを設置する法人等であること②市税の滞納がないこと③過去にこの補助金またはシステムの設置に対し、市が交付する補助金を受けていない<br>・対象事業: ①太陽電池の最大出力の合計値が 10 キロワット以上②法人等が自ら営業する事業所に設置するもの など。  | ・補助額: 1 キロワットあたり 10 千円<br>・限度額: 500 千円  |  |   | 環境政策課<br>0740-25-8104              |
| 京都府   | 府   | 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度 | 補助金又は設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 | 自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者  | 補助金: 設備取得価額の 1/3<br>(上限 500 万円)<br>税減免: 設備取得価額の 1/3(上限 1,000 万円)  | 補助金:<br>H30.4.16～<br>H31.1.31<br>税減免<br>H30.4.1～<br>H31.3.31 | <a href="http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyu_usokusinnjourei_shien.html">http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyu_usokusinnjourei_shien.html</a> | 京都府環境部<br>エネルギー政策課<br>075-414-4298 |



| 実施自治体 |      | 制度名称                               | 制度の概要 |   |  | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署  |
|-------|------|------------------------------------|-------|---|--|---|---|---|
|       |      |                                    | 方法    | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)                                       |   |   |   |
| 京都府   | 京丹後市 | 平成 30 年度京丹後市地産地消型エネルギー導入促進支援補助金    | 補助金   | <p>■補助事業者の対象</p> <p>市内に居住、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する予定の電力供給契約を結ぶ個人(個人事業主を含む)、法人、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年 4 月 4 日法律第 69 号)第 25 条第 1 項に規定する管理者、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定にする地縁による団体、又は自治会とし、補助システムを自ら使用する方で、市税(これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納がない方</p> <p>■補助対象条件</p> <p>①住宅又は住宅として使用される予定の建物等に設置されること(住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可)</p> <p>②設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること</p> <p>③システム管理・活用が、補助事業者の責任下で実行される環境にあること</p> <p>④市内の設置施工等業者の設置・施工又は一部施工を伴うこと</p> <p>⑤発電量の報告について、その実施意思を表明するものであること</p> <p>⑥CO2 の排出削減事業及び消費活動の効率化について、その取り組みに関する意思を表明するものであること</p> <p>⑦国が提唱する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取り組みに対する賛同の意志を表明するものであること</p> <p>■補助対象システム</p> <p>①未使用品の取得であること(移設されたもの、又は過去に系統連系等使用されたものは対象外)</p> <p>②JIS に基づく試験により認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されていること</p> <p>③性能の保証や取得後のサポート等が、システム等の製造メーカー等によって一定期間確保されていること</p> <p>④未着工であること(既に設置されているシステム、前年度までに設置工事が完了しているシステムは対象外)</p> | ①自家消費発電システム(太陽光発電システム): 10,000 円/kW (上限 100,000 円)           | 第 1 次公募期間:<br>H30.4.1~<br>H30.7.13<br>※予算執行の状況により第 2 次公募を行う | <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/top/soshiki/shiminkankyo/seikatsukan/kyo/3/4/2/1496.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/top/soshiki/shiminkankyo/seikatsukan/kyo/3/4/2/1496.html</a>                   | 京丹後市<br>市民環境部<br>市民環境課<br>環境政策係<br>0772-69-0240 |
| 兵庫県   | 県    | 平成 30 年度兵庫県地球環境保全資金融資制度            | 融資    | 原則として兵庫県信用保証協会の保証を付していること(保証料は申込み者の負担)  | 【融資限度額】1 億円<br>【利率】年 0.7%<br>【返済期間】10 年以内(2 年以内据置可)・元金均等月賦返済 | 平成 30 年 4 月 1 日~<br>平成 31 年 3 月 31 日                        | <a href="http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/others/">http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/others/</a>   | 環境政策課<br>078-362-9081                           |
| 兵庫県   | 神戸市  | 平成 30 年度神戸市民間福祉施設再生可能エネルギー設備導入補助制度 | 補助金   | ・社会福祉法人<br>・蓄電池を併設した 10kW 以上の太陽光発電設備  | 補助対象経費の 1/4 (上限 200 万円)                                      | 平成 30 年 4 月 27 日~   | <a href="http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/kankyomoderutoshi/h30fukushien.html">http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/kankyomoderutoshi/h30fukushien.html</a> | 環境局環境政策部<br>環境貢献都市課<br>078-322-5301             |

| 実施自治体 |     | 制度名称                    | 制度の概要 |  |   | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                                    |
|-------|-----|-------------------------|-------|--|---|---|---|---|
|       |     |                         | 方法    | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |   |   |   |
| 兵庫県   | 尼崎市 | 太陽光発電設備取得に係る固定資産税の課税免除  | 補助金   | ・市内事業者<br>・出力 10kW 以上 50kW 未満  | 初年度から 3 年度分の固定資産税の課税を免除   | 平成 25 年 4 月～  | <a href="http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/033_kankyozyohou/1003794.html">http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/033_kankyozyohou/1003794.html</a>   | 環境創造課<br>06-6489-6301                   |
| 兵庫県   | 宝塚市 | 宝塚市事業用太陽熱利用システム導入支援助成金  | 補助金   | 医療法人<br>社会福祉法人<br>宗教法人<br>学校法人<br>NPO 法人   | 集熱器総面積 1㎡当たり 20,000 円。1 件当たりの上限額は 1,500,000 円。                                      | ～平成 31 年 3 月末<br>申込開始:<br>平成 30 年 5 月 8 日～<br>12 月 28 日 | <a href="http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/energy/1014260/1025674.html">http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/energy/1014260/1025674.html</a>   | 環境部環境室<br>地域エネルギー課<br>0797-77-2361      |
| 兵庫県   | 宍粟市 | 宍粟市再生エネルギー利用促進事業        | 補助金   | ・土地等に設置した 10kW 以上の太陽電池による発電システム<br>・電力会社と電力受給契約が締結できるもの  | 補助対象経費の 1/2 (上限 100 万円)   | 平成 30 年 4 月 2 日～<br>平成 31 年 3 月 14 日                    | <a href="http://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/seikatsueisei/tantoho/kankyorisaikuru/1515718915899.html">http://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/seikatsueisei/tantoho/kankyorisaikuru/1515718915899.html</a>   | 市民生活部環境課<br>0790-63-3506                |
| 兵庫県   | 篠山市 | 篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金 | 補助金   | (1)太陽光利用システム<br>・中古品、自作品又はリース品でないもの<br>・日本工業規格(JIS 基準)又はそれに準じた認証等を受けたもの<br>・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの<br>・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を開始できるもの<br>・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上 10kW 未満のもの<br>(2)太陽熱利用システム<br>・中古品、自作品又はリース品でないもの<br>・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又はそれと同等以上の性能を有すると認められるもの | (1)太陽光利用システム:太陽電池出力 1kW 当たり 1 万円(上限 5 万円)<br>(2)太陽熱利用システム:集熱面積 1㎡ 当たり 1 万円(上限 5 万円) | 平成 30 年 4 月 2 日～<br>平成 31 年 3 月 29 日                    | (自治会等用)<br><a href="http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/kankyo/environment/shinene-katei.html">http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/kankyo/environment/shinene-katei.html</a><br>(事業者用)<br><a href="http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/kankyo/environment/shinene-jigyo.html">http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/kankyo/environment/shinene-jigyo.html</a> | 農都創造部<br>農都環境課<br>創造農村室<br>079-552-1117 |
| 岡山県   | 岡山市 | 岡山市事業用スマートエネルギー導入促進補助事業 | 補助金   | ・市内の事業所に補助対象機器を設置する法人または個人事業者であって、岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の登録事業者<br>・上記の者が事業活動を営む貸しビル等へ補助対象機器を導入する貸しビル等の所有者<br>・上記の者に補助対象機器を貸与するリース事業者<br>・分譲共同住宅の共用部分に LED 照明器具を導入する分譲共同住宅の管理者  | ・太陽光発電システム(自家消費型) 補助率 1/5 100 万円<br>・太陽熱利用システム 補助率 1/3 50 万円                        | H30.5.7～  |   | 環境局環境保全課<br>地球温暖化対策室<br>086-803-1282    |

| 実施自治体 |     | 制度名称                           | 制度の概要           |   |   | 実施期間  | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                                |
|-------|-----|--------------------------------|-----------------|---|---|---|---|-------------------------------------|
|       |     |                                | 方法              | 対象  | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)  |   |   |                                     |
| 岡山県   | 倉敷市 | 中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業        | 補助金             | 中小企業者<br>指定の省エネルギー設備(太陽光発電含む)   | 補助対象経費の 1/3<br>上限 300 万円  | H30.4.2～  |   | 地球温暖化対策室<br>086-426-3394            |
| 山口県   | 県   | 地球にやさしい環境づくり融資(地球温暖化対策施設等整備資金) | 融資              | 省エネ改修・燃料設備の転換、<br>太陽光発電システム、<br>風力発電システム、次世代自動車、<br>屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、<br>保水性塗装、高反射塗装   | (限度額)<br>10,000 万円/件<br>(融資利率)<br>年 1.5%(固定)<br>(償還期間)<br>1,000 万円未満:5 年以内<br>1,000 万円以上:7 年以内<br>5,000 万円以上:10 年以内<br>(償還方法)<br>元利均等月賦償還<br>(保証料)<br>取扱金融機関が規定 | H30.4.1～<br>H31.3.31  | <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/yushi/yushi.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/yushi/yushi.html</a>                                       | 環境生活部<br>環境政策課<br>083-933-2690      |
| 山口県   | 防府市 | 地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金            | 補助金             | 対象品目:「山口県地球温暖化対策施設等整備資金」の対象施設に同じ<br>省エネ改修・燃料設備の転換、<br>太陽光発電システム、<br>風力発電システム、次世代自動車、<br>屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、<br>保水性塗装、高反射塗装<br>対象者:<br>中小企業者又は組合<br>要件:<br>「山口県地球温暖化対策施設等整備資金」<br>の融資を受けて地球温暖化対策施設の整備等を行った中小企業者又は組合 | 取扱金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利 1.9 パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額  | 年 1 回(毎年 1 月 1 日～12 月末日までの間に支払った利子について、翌年 1 月 16 日までに申請してください。) | <a href="http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/15/tikyuuondanka-risihokyyu-top.html">http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/15/tikyuuondanka-risihokyyu-top.html</a> | 生活安全課<br>0835-25-2328               |
| 徳島県   | 県   | 自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度          | 融資制度(金融機関による融資) | ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備を含む自然エネルギー等設備の導入経費他<br>・中小企業者の方<br>・県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる方<br>・県税を滞納していない方   | ①融資額 1 億円(メガソーラー等は 2 億円)<br>②融資利率 1.7%以内(10 年)(メガソーラー等は 1.9%以内(15 年))※保証協会の保証を付けない場合は、融資利率に +0.3%上乗せ。<br>③保証料率 0.62%以内  | 通年  | <a href="https://www.pref.tokushima.jp/jigyosyanokata/kurashi/shizen/5007685">https://www.pref.tokushima.jp/jigyosyanokata/kurashi/shizen/5007685</a>                       | 環境首都課<br>自然エネルギー推進室<br>088(621)2209 |

| 実施自治体 |     | 制度名称                        | 制度の概要                   |  |  | 実施期間                           | 備考<br>(制度 URL、その他)  | 担当部署                               |
|-------|-----|-----------------------------|-------------------------|--|--|--------------------------------|---|------------------------------------|
|       |     |                             | 方法                      | 対象   | 補助金額・限度額<br>(償還方法・利率等)   |                                |   |                                    |
| 宮崎県   | 県   | 宮崎県中小企業融資制度                 | 設備設置及び<br>運転資金に係<br>る融資 | ①みやざき成長産業育成貸付<br>再生可能エネルギー発電事業を行う中小企<br>業者及び組合(売電事業)<br>②快適な環境・職場づくり支援貸付<br>太陽光発電設備の導入を行う中小企業者及<br>び組合(主に自家消費)   | ①【融資限度額】<br>設備・運転資金合計で5千<br>万円<br>【償還期間】<br>15年以内(据置1年半以<br>内)<br>【融資利率】<br>10年間固定:年0.9%<br>固定期間終了後:金融機<br>関所定金利<br>【保証料率】<br>年0.40%~年1.50%<br>②【融資限度額】<br>設備・運転資金合計で5<br>千万円<br>【償還期間】<br>設備資金:10年以内(据置<br>1年半以内)<br>運転資金:7年以内(据置<br>1年以内)<br>【融資利率】<br>年1.1%~1.6%<br>【保証料率】<br>年0.40%~年1.50% | ①平成26<br>年4月~<br>②平成26<br>年4月~ | <a href="http://202.75.8.137/keieikinyushien/shigoto/c/hushokigyo/index.html">http://202.75.8.137/keieikinyushien/shigoto/c/hushokigyo/index.html</a> | 商工政策課<br>経営金融対策室<br>0985(26)(7097) |
| 鹿児島県  | 奄美市 | 奄美市大規模太陽光<br>発電設備設置促進要<br>綱 | 必要書類の提<br>出。            | ・大規模太陽光発電設備(発電出力500kW<br>以上)の設置に要する土地を所有する者。(た<br>だし、大規模太陽光発電設備を設置する土地<br>が複合的な用途に使用される場合を除く。)<br>・大規模太陽光発電設備に係る家屋及び償<br>却資産を所有する者。<br>・2013年4月1日~2023年3月31日まで<br>に設置された大規模太陽光発電設備(新たに<br>課税されることとなる年度以後5年度分を限<br>度とする)。 | 固定資産税の課税額<br>の100分の50を減<br>額。  | 2013.4.1~<br>2023.3.31         | 奄美市のホームページ<br>(例規集)に記載。   | 商工観光部<br>商水情報課                     |